

第22回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 会議録

2026年（令和8年）3月

総務部 行政総務課

開催日：２０２６年（令和８年）３月１８日（水）

時 間：午後６時３０分から午後７時３６分まで

場 所：ウェブ会議にて実施。なお、事務局及び担当課等は、藤沢市役所本庁舎
６階 ６－１会議室にて実施。

出席者：村山委員長、永倉副委員長、名取委員、鈴木委員、清水委員、半田委員、
石渡委員、赤堀委員、湊委員

（オブザーバー）菅野部会員、尾形部会員

【事務局】古澤総務部長、岩井総務部参事、原行政総務課上級主査、
三由行政総務課主任

【担当課】三ツ井子ども青少年部長、高田子ども青少年部参事、
田遠保育課主幹、中野保育課上級主査、熊野保育課主任
田中職員課主幹、上野職員課課長補佐、石田職員課上級主査、
宇多職員課上級主査

傍聴者：０名

村 山 委 員 長	それでは、これより第２２回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催いたします。 はじめに、事務局から本日の会議の出席状況等について、報告をお願いします。
事務局 （原 上 級 主査）	本日の出席委員は９名、欠席委員が１名です。本日の会議が成立していることをご報告いたします。傍聴者は現時点でおりません。 なお、本日の会議につきましても、調査・認定部会の部会員である、弁護士の菅野部会員とアスベストセンターの尾形部会員にオブザーバーとしてご参加いただいております。 続いて、会議資料の確認でございますが、事前にみなさまにメールにて送付させていただいております。 会議次第、続いて資料１として「浜見保育園園児把握状況及び見舞金支給状況」、資料２として「浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について」、資料３として「藤沢市立浜見保育園園児ア

	スベスト健康被害対策実施要綱に基づく給付について」以上が本日の会議資料でございます。 資料に不足等はございませんでしょうか。 なお、会議中は事務局にてZ o o mの画面上に、説明している資料等を表示させていただきます。 続きまして、今回の会議は委員のみなさまの改選後、初めての会議となります。今年度、新しく半田委員に加わっていただきましたので、ご挨拶いただいてよろしいでしょうか。
半田委員	東京弁護士会所属の半田と申します。今回、委員として選任いただいたからには、お役に立てたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (原上級主査)	では、この後の進行は、村山委員長にお願いしたいと思いますので、委員長、お願いいたします
村山委員長	ありがとうございました。 早速議題に入りたいと思いますが、W e b 会議という関係上、複数の方が同時にご発言されると、内容がキャッチしにくい面がございますので、ご発言される際には、まずお名前をご発言いただくか、Z o o mのリアクション機能にて挙手をお願いします。 では、議題に入ります。 まず、議題の１、「令和７年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」、保育課からご説明をお願いいたします。
熊野保育課主任	それでは、議題１「令和７年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」を資料１及び資料２に基づきご説明します。 資料１「浜見保育園園児把握状況及び見舞金支給状況」をご覧ください。 例年のことにはなりますが、資料１は、浜見保育園園児の把握状況と見舞金の支給状況についてまとめた表になります。「１ 浜見保

育園園児把握状況」をご覧ください。まず左端の区分に期間 A～G までございます。それぞれの期間は右側に記載されているとおりで、例えば期間 A は昭和 47 年 4 月～昭和 59 年 10 月で、吹き付けアスベストが露出していた期間になります。その右側が対象となる園児数で、期間 A と期間 B 合わせて 480 名となります。※印で記載しておりますが、当時の名簿等の資料がないため、概算の数字となっています。その右側が「台帳登録人数」で 323 名、台帳では対象者の名前・生年月日・住所などを管理しております。その右側は検診の案内などを送付した際の返戻者数を記載しております。右側には、今年度の返戻者数を記載しております。さらにその右側では、現時点で通知が可能な人数として 173 名、対象園児に対する把握率 36% と記載しています。

最後の行が合計欄になりまして、検診等の対象となる期間 A、B、D、E の園児数は概算となりますが 830 名、そのうち台帳登録されている方が 673 名、返戻者が合計 257 名、うち令和 7 年度返戻者が 10 名、通知可能な人数が 416 名、把握率が 50% となっております。なお、検診等の対象とはなりませんが、期間 C の把握園児数は、33 名、期間 F の把握園児数は、55 名となり、アスベスト除去までにおける園児数の合計は概算で 918 名となります。

つぎに見舞金の支給状況について、ご説明いたします。

「2 見舞金支給状況」をご覧ください。

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱施行後の平成 30 年 12 月から見舞金の案内、支給を行ってまいりました。見舞金支給状況では、支給者数、支給率等を記載しております。なお、期間 C、期間 F 及び期間 G につきましては、囲い込みやアスベスト除去が行われた期間であり、リスクレベルが低く、見舞金等の対象とならないことから、人数等は記載しておりません。

見舞金の対象者数が期間の合計で 830 名、見舞金の支給者数は、

	2026年3月時点で、合計で434名となり、支給率が52%となっております。令和7年度は、期間A・Bから1名の申請がありました。未申請者は、台帳登録者数のうち、案内の返戻等の理由によるもの、過去に何度か案内をしたものの申請がないものとなります。 また、期間D・Eの対象者の方については、要綱施行後5年を経過したことから、2023年12月に申請受付期間を終了しています。 ここで一点、訂正をお伝えさせていただきます。期間A・Bで支給者数を167名と記載をさせていただいておりますが、昨年度も167名で報告をさせていただいております。今年度、改めて、見舞金の支給について確認させていただいたところ、昨年度は、正しくは、166名でした。そのため、今年度1名を追加し、167名となりました。 資料1についての説明は以上となります。 続いて、資料2「浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について」をご覧ください。 資料2は、検診の結果になります。 今年度の検診結果については、太枠で囲っている部分になります。まず胸部X線検診の案内を378名に送付いたしました。昨年度から増えておりますが、入園から20年以上経過している方として、平成17年度の在園児が加わっております。案内を送付した方のうち、実際に読影を受けられた方が34名で、全員が「異常なし・正常範囲内」でした。 次に、下の表では、胸部CT読影結果つまり精密検査の結果について記載しておりますが、 今年度の読影実施対象人数は0名でした。 なお、この検診の結果につきましては、本年3月13日に発行しているアスベストニュースレターでお知らせしております。
--	--

	また、昨年度は当委員会にて委員から、「検診希望の有無の回答方法について、紙媒体から電子にした方が良い」、「市が実施する検診について、受診日を希望日の中から指定するのではなく、受診できる期間を設ける方法へ変更し、受けやすくした方が良い」とのご意見がありました。今年度は、委員からのご意見を反映し、受診希望の回答方法について、e-kanagawa を活用し、一部オンライン化し、また、藤沢市保健医療センターと調整し、受診日を指定するのではなく、受診できる期間を1か月以上設けることで、希望者が受診しやすくなるように変更し、実施しました。検診希望の回答結果に関してですが、回答があった52名の内、16名が電子での回答でした。 資料2についての説明は以上となります。
村山委員長	ありがとうございました。 それでは、資料1と資料2において、何か質問等がありますでしょうか。（特になし） では、事務局から、補償・給付事案に関して、報告をお願いします。
熊野保育課主任	資料3をご覧ください。昨年5月28日に「藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱」に基づく給付について」でもお知らせさせていただいたところではございますが、初の「補償・給付」の事案に関して、改めて、この場にてご報告いたします。 なお、元園児のプライバシーへの配慮から、個人を特定するような情報を開示できませんので、ご承知おきください。 2022年3月、元園児の親族から、元園児が本市がアスベスト関連疾患と認定している「卵巣がん（境界悪性腫瘍）」を発症したと、相談がありました。相談を受ける中で、補償・給付制度における申し出がなされたことから、市は、その発症した疾患と浜見保育園でのアスベストばく露との因果関係について、調査・認定部会へ、諮問を行っておりました。この件に関しては、第19回から第21回委員会でも、経過等をご報告していたところです。調査・認

	定部会にて、対象者の生育歴・職歴などを調査した結果、「寄与可能性あり」との答申がなされたことから、市として、健康被害対策実施要綱に基づき、給付金の支給を決定しました。 「寄与可能性あり」とは、改めてにはなりますが、「発症したアスベスト関連疾患が浜見保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因に起因すると考えられない場合」を指します。 給付金額については、100万円となり、市は、令和7年度6月補正予算として計上し、対象者へ同年7月末に支払いをしました。補正予算の市長の定例記者会見においては、当該事案についてもプレスリリースを行い、一部の新聞社において新聞記事にもなりました。 補償・給付事案に関しては、当該事案は一旦、完了し、現在のところ、他の申し出などは受けていない状況です。 以上、ご報告いたします。
村山委員長	ありがとうございました。 今回、初めての事案として、給付がされました。アスベストの主な疾患としては、中皮腫や肺がんがありますが、藤沢市の制度においては、卵巣がんについても対象疾患として認めることになりました。この点につきまして、委員のみなさまから何かご意見や確認したいことなどございますか。
名取委員	卵巣がんについては、日本では石綿関連疾患には含まれておりません。世界保健機関(WHO)の一機関である国際がん研究機関(IARC)の資料等で、これまで調査を行い、今回の結論に至りました。浜見保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況であり、他の発症原因が考えられない場合に相当すると判断しました。今後、こうした事案を調査・認定部会に

	おいても経験を積んでいく必要があると思います。
村山委員長	ありがとうございました。この結論を出すにあたり、本日まで参加いただいている菅野部会員、尾形部会員にご尽力いただきました。他に質問等ございますでしょうか。
赤堀委員	今回、給付対象になった方は、資料２にある要精密検査に該当するのでしょうか。
名取委員	該当しません。ご自身で受診をされ、診断を受けています。
赤堀委員	給付対象者の在園期間は、Ａ～Ｇのどの期間に当たるのか教えていただけないでしょうか。
熊野保育課主任	プライバシーへの配慮から、お答えできません。
名取委員	お伝えできるのは、藤沢市が石綿ばく露期とされたすべての期間の方が、石綿関連疾患を発症する可能性があるということです。
赤堀委員	今回の事案について、市長が記者会見を実施した内容の確認をしたかったが、確認できませんでした。そうした情報を知りたい時は、どうすればいいよいのでしょうか。例えば、近隣市だと記者会見等がネットで閲覧することができます。また、今回の給付に関する進捗状況について、もう少し情報提供をいただきたいかった。
中野保育課上級主査	今回の事案は、市議会定例会の補正予算の中で取り上げましたが、記者がどのように取り扱うかは、報道側次第になります。資料については、市のホームページに補正予算資料が掲載されております。後日、URLをお示しすることはできます。 また、本決定にあたっては、調査・認定部会で議論を重ねる必要があり、歳月を要しました。進捗状況については、委員会での経過報告、５月２８日付の報告（資料３）及びアスベストニュースレターで情報提供をさせていただいております。
名取委員	進捗状況であれば、例えば、調査・認定部会の実施した回数をお示しすることはできるのではないかと。
熊野保育	検討をさせていただきます。

課主任	
村山委員長	次の事案に備えて検討は、必要です。今回の給付に関する問い合わせは、ありましたか。
熊野保育課主任	記者等からの問い合わせは、ありましたが、一般の方からの問い合わせは、特にありませんでした。
中野保育課上級主査	他自治体から、今回の事案について、決定のプロセス等の問い合わせはありました。
湊委員	資料１と資料２について、過去との増減が分かるように折れ線グラフや棒グラフで表示いただけるとわかりやすいと思いました。
熊野保育課主任	ありがとうございます。検討をさせていただきます。
永倉副委員長	補正予算を決めるにあたり、議会では本事案について、議論は、あったのでしょうか。
中野保育課上級主査	特段の議論はありませんでした。議事録については、藤沢市議会のホームページから閲覧することができます。
石渡委員	資料１に浜見保育園園児把握状況があるが、対象者の追跡はどのようにしているのでしょうか。また、園児の名簿をどのように把握し、作成しているのでしょうか。
名取委員	小学校や中学校は、永年で在学状況を保存していることが多いのですが、浜見保育園については、永年で在園保存をされている名簿がなかったため、情報提供等を受けて、名簿を作成した経過があります。
中野保育課上級主査	まずは、名簿に記載のある住所に送付をしているが、住所の変更申出がないと、返戻されてしまい、追跡することができていません。
赤堀委員	浜見保育園のアスベスト事案が発覚した当初の説明会に当時出席された方を特定して、補償・給付の対象とすることはできないので

	しょうか。
中 野 保 育 課 上 級 主 査	藤沢市石綿関連疾患対策委員会が発足する前の説明会ではありませんでしたが、当時、受付名簿にご出席いただいた方の住所等を記載いただいているので、その住所にアスベストニュースレター等を送付し、案内をさせていただいておりました。しかし、当時の質疑等だけでは、個人を特定し、補償・給付の対象にすることはできないため、申請は必要になります。
事務局 (原 上 級 主査)	事務局より 1 点報告させていただきます。 来年度の委員会につきましては、開催が決定し次第、改めてご連絡をさせていただきますので、委員のみなさまにおかれましては、引き続き日程調整等のご協力をお願いいたします。 事務局からは以上です。
村 山 委 員 長	ありがとうございました。 それでは、これで第 2 2 回石綿関連疾患対策委員会を終了いたします。お疲れ様でした。